

飯山市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
20	24,734	14,402,641	478,656	1,912,932	13.3	14.6

(注) 人件費には事業費支弁に係る職員の分を含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

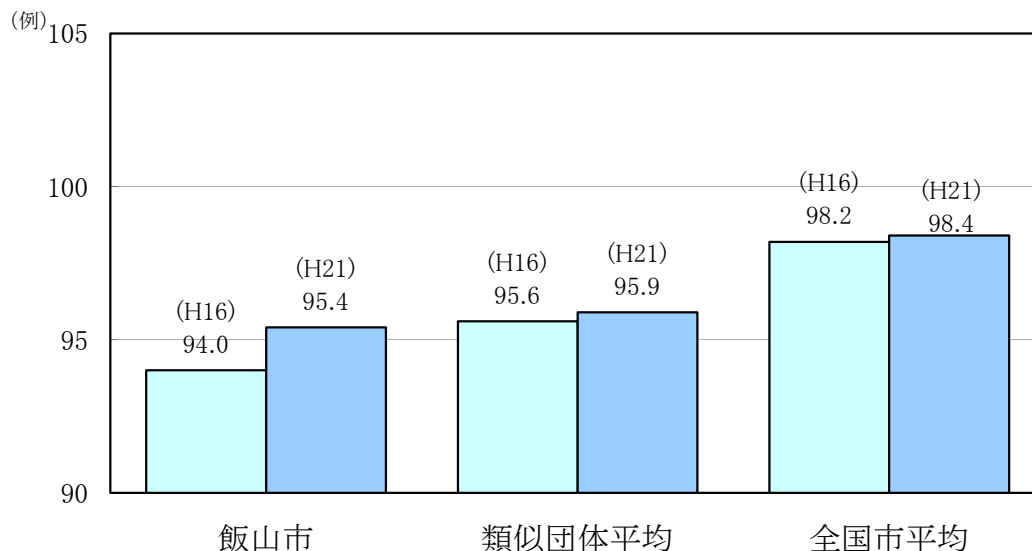
区分	職員数	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
20	227	866,062	115,448	327,323	1,308,833	5,766	6,112

(注) 1 給与費には事業費支弁に係る職員の分を含む。
 2 職員手当には退職手当を含まない。
 3 職員数は、20年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

区分	給料	管理職手当				特殊勤務 手当
		部長	参事	課長	その他市長が 特に認めた者	
年度	—	Δ 20.0%				平成14年4月～ 全 廃
19	—	(61,950→49,560)	(53,100→42,480)	(40,420→32,336)	(37,570→30,056)	
20	—	Δ 10.0%				
	—	(61,950→55,755)	(53,100→47,790)	(40,420→36,378)	(37,570→33,813)	
21	—	Δ 10.0%				
	—	(61,950→55,755)	(53,100→47,790)	(40,420→36,378)	(37,570→33,813)	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況 …… 飯山市では人事委員会を設置していませんので記載事項はありません

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	% △ 0.22

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月 4.15

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (21年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飯山市	42.3 歳	323,564 円	365,557 円	351,741 円
長野県	45.3 歳	357,665 円	423,702 円	395,418 円
国	41.5 歳	325,521 円	—	391,770 円
類似団体	43.3 歳	329,354 円	379,639 円	354,860 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
飯山市	46.3 歳	21 人	311,890 円	339,946 円	336,225 円	—	—	—	—
うち学校給職員	49.4 歳	5 人	319,740 円	331,080 円	332,330 円	学校給食	43.8 歳	257,100 円	1.29
うち用務員	47.1 歳	16 人	316,769 円	352,450 円	348,745 円	用務員	54.5 歳	214,000 円	1.65
うちその他	37.7 歳	3 人	277,667 円	300,543 円	288,467 円	—	—	—	—
長野県	48.2 歳	592 人	327,938 円	367,315 円	353,862 円	—	—	—	—
国	49.2 歳	4,429 人	285,548 円	—	322,737 円	—	—	—	—
類似団体	48.1 歳	33 人	296,122 円	317,960 円	307,409 円	—	—	—	—

※公営企業職員1名除く。

区 分	参 考		
	年取ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
飯山市	—	—	—
うち学校給職員	—	—	—
うち用務員	—	—	—
うち〇〇〇	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成18～20年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全において完全に一致しているものではない。

※年取ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
〇〇市	— 歳	— 円	— 円
〇〇県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

③福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飯山市	42.1 歳	302,574 円	315,464 円	307,900 円
長野県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	39.6 歳	316,871 円	— 円	360,094 円
類似団体	42.9 歳	312,024 円	333,296 円	319,953 円

④保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飯山市	37.1 歳	283,686 円	296,008 円	294,369 円
長野県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	37.6 歳	280,303 円	— 円	318,665 円
類似団体	40.3 歳	302,205 円	349,227 円	311,351 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (21年4月1日現在)

区分		飯山市	長野県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	—	135,600 円	—
	中学卒	—	121,600 円	—
教育職	大学卒	—	円	—
	高校卒	—	円	—
〇〇職	大学卒	—	円	—
	高校卒	—	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (21年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	273,900 円	304,700 円	343,100 円
	高校卒	227,700 円	262,575 円	303,850 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	258,800 円	該当者なし 円
	中学卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円
教育職	大学卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円
〇〇職	大学卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円

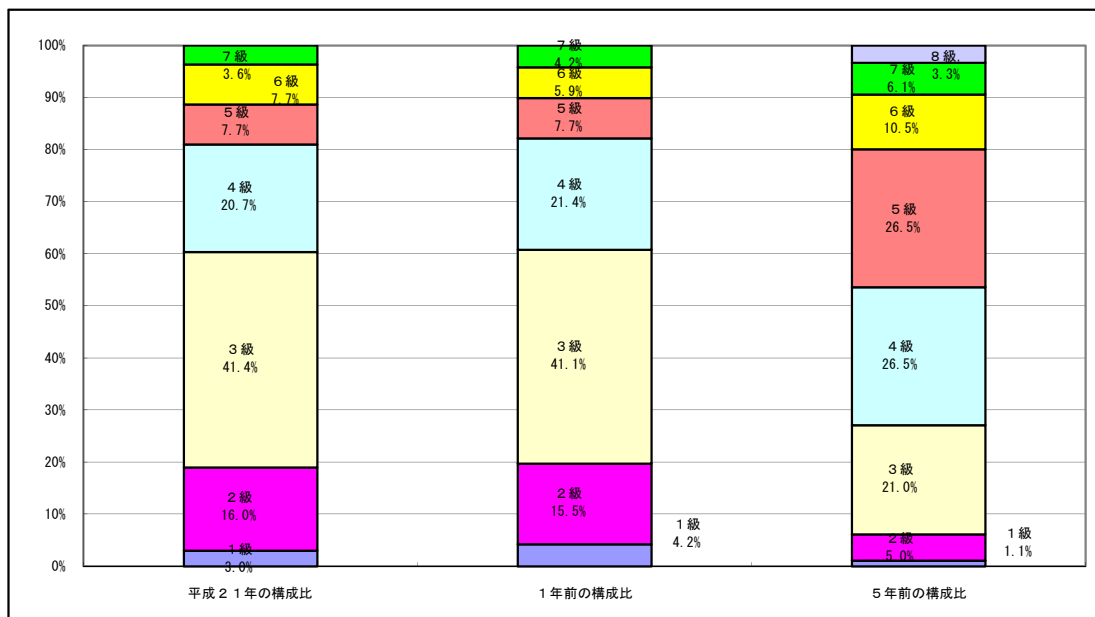
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長、局長、参事	6 人	3.5 %
6 級	課長、室長	13 人	7.7 %
5 級	課長補佐	13 人	7.7 %
4 級	係長、企画員、主幹	35 人	20.7 %
3 級	副主幹、主査	70 人	41.4 %
2 級	主任	27 人	16.0 %
1 級	主事、主事補	5 人	3.0 %

(注) 1 飯山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級を統合並びに4級、5級及び6級をそれぞれ見直し)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度を策定中

平成19年4月～ 4級以上及び保育園長による試行

制度確立までの間は、一定の勤務期間・経験年数等に達した職員を総合的に評価し、昇給判定を行う。

なお、良好を下回る判定については、平成17年人事院勧告に準じて行う。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飯 山 市	長 野 県	国
1人当たり平均支給額 (20年度) 1,523 千円	1人当たり平均支給額 (20年度) 1,844 千円	—
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%、管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%、管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

現在、人事評価制度を策定中
平成19年4月～ 4級以上及び保育園長による試行

(2) 退職手当 (21年4月1日現在)

山			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	国に準ずる		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし)		定年前早期退職特例措置	(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	940千円	21,759千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(21年4月1日現在)

支給実績 (20年度決算)		252	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)		126	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	3 %	1 人	16 %
長野市	3 %	— 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	3 %	18 %
長野市	3 %	3 %
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(21年4月1日現在) ……当該手当なし

支給実績(〇年度決算)	-	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(〇年度決算)	-	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(〇年度)	-	%	
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (20年度決算)	31,370	千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	138	千円
支給実績 (19年度決算)	39,897	千円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	171	千円

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 配偶者以外 1人につき 6,500 (職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について 11,000) 特定期間加算 5,000	同		30,947 千円	266,784 円
住居手当	職員の居住する借家・借間 ・家賃23,000以下 家賃-12,000 ・家賃23,000超55,000未満 (家賃-23,000) × 1/2+ 11,000 ・家賃55,000円以上 27,000 自宅 3,000	一部異	自宅に係る支給要件等県に準拠	7,270 千円	95,658 円
通勤手当	交通機関等の利用者 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 自動車等使用者(片道2km以上) 2,000~20,900	一部異	自動車等使用者 片道40km以上一律 20,900円	8,251 千円	49,407 円
管理職手当	部長 61,950→55,755 参事 53,100→47,790 課長 40,420→36,378 5級在級者のうち市長が特に認めた者 37,570→33,813 (10%抑制措置)	—		10,981 千円	499,136 円
宿日直手当	4,200 (5時間未満の場合2,100)	同		1,155 千円	- 円
寒冷地手当	扶養親族のある世帯主 17,800 その他の世帯主 10,200 その他 7,360	同		14,757 千円	65,009 円

5 特別職の報酬等の状況（21年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等 額	
給 料	市区町村長	714,000 円		(参考) 類似団体における最高/最低額			
	(- 円)			1,010,000 円	455,000 円		
	副市町村長	585,000 円		800,000 円	347,500 円		
	(- 円)						
報 酬	収入役	- 円		660,000 円	565,000 円		
	(- 円)						
	議長	328,000 円		495,000 円	274,000 円		
	(- 円)						
期 末 手 当	副議長	281,000 円		440,000 円	234,000 円		
	(- 円)						
	議員	263,000 円		400,000 円	220,000 円		
	(- 円)						
退 職 手 当	市区町村長	(20年度支給割合)					
	副市町村長	3.35	月分				
備 考	議長	(20年度支給割合)					
	副議長	3.35	月分				
備 考	議員	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	市区町村長	714,000 × 在職月数 × 0.45		15,422,400 円	任期毎		
備 考	副市町村長	585,000 × 在職月数 × 0.30		8,424,000 円			
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

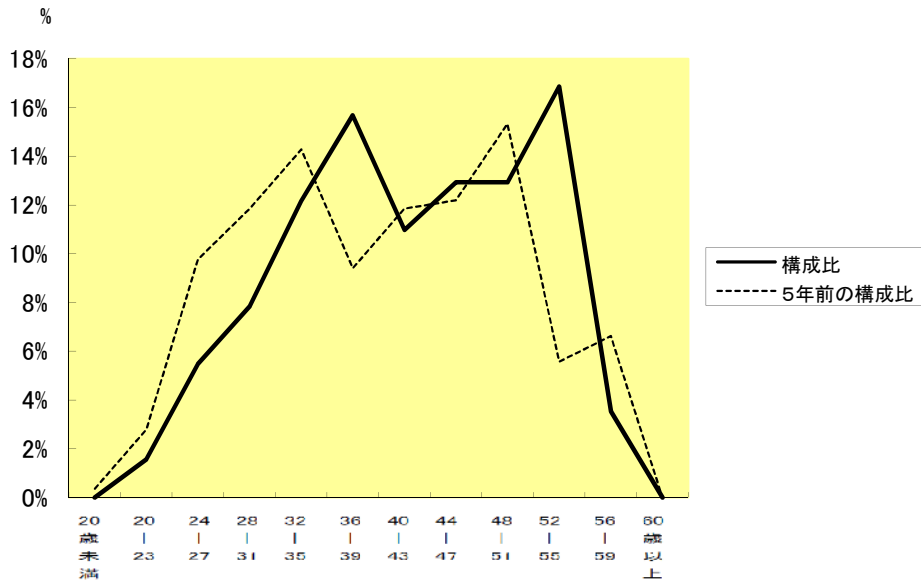
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
	平成20年	平成21年			
普通会計部門	議 会	3	3	0	行政改革による減 行政改革による減 行政改革及び部門の調整による減
	総務企画	50	49	△ 1	
	税 務	14	13	△ 1	
	民 生	52	51	△ 1	
	衛 生	11	11	0	
	農 林	16	16	0	
	商 工	11	11	0	
	土 木	28	27	△ 1	行政改革による減
	計	185	181	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.81 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 72.65 人)
	教育部門	42	44	2	業務増による増
消防部門					
小 計	227	225	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.27 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 98.13 人)	
公会 営計 企部 業門 等	水 道	10	10	0	業務増による増
	下水道	5	5	0	
	その他	13	15	2	
	小 計	28	30	2	
合 計	255	255	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.17 人	
	[337]	[337]	[337]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（21年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人	4人	14人	20人	31人	40人	28人	33人	33人	43人	9人	人	255人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
277人	250人	△27人	△9.75%

(参考) 第3次行政改革大綱並びに自立のための計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成15年4月1日	平成22年4月1日	全職員数を250人に

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

分	区	17年	18年	19年	20年	21年	18年～22年	
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計	
一般行政	職員数						-	
	増減						(%)	
教育	職員数						-	
	増減						(%)	
消防	職員数						-	
	増減						(%)	
公営企業 等 会計	職員数						-	
	増減						(%)	
計	職員数	277	270	263	255	255	-	250
	増減		△7	△7	△8	0	△22(81.5%)	△27

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(参考) 第3次行政改革大綱並びに自立のための計画における年次別進捗状況

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	数値目標
減員		△21	△22	△17	△8	△9	△12	△4		
増員		8	6	6	1	2	4	4		
差引		△13	△16	△11	△7	△7	△8	0		△67
職員数	317	304	288	277	270	263	255	255		250

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
20年度	千円 421,788	千円 63,626	千円 38,976	% 9.2	% 10.7

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
20年度	人 6	千円 19,855	千円 3,697	千円 7,850	千円 31,402	千円 5,234	千円 6,781

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、21年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

区分	給料	管理職手当				特殊勤務 手当
		部長	参事	課長	その他市長が特に認めた者	
年度	—	Δ 20.0%				平成14年4月～ 全 廃
19	—	(61,950→49,560)	(53,100→42,480)	(40,420→32,336)	(37,570→30,056)	
20	—	(61,950→55,755)	(53,100→47,790)	(40,420→36,378)	(37,570→33,813)	
21	—	Δ 10.0%				
		(61,950→55,755)	(53,100→47,790)	(40,420→36,378)	(37,570→33,813)	

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
飯山市	43.6 歳	284,431 円	436,139 円
団体平均	45.6 歳	370,362 円	564,094 円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

飯山市	市町村(政令指定市を除く) 水道事業平均
1人当たり平均支給額 (20年度) 1,308 千円	1人当たり平均支給額 (20年度) 1,768 千円
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

飯 山 市			市町村（政令指定市を除く） 水道事業平均	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分		
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分		
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		
その他の加算措置	国に準ずる			
（退職時特別昇給	なし）			
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	15,530 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（21年4月1日現在）

支給実績（20年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
国に準ずる	3 %	0 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
国に準ずる	3 %	3 %
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（21年4月1日現在） … 当該手当なし

支給実績（20年度決算）	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（20年度）	— %		
手当の種類（手当数）	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績（20年度決算）	2,472	千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	412	千円
支給実績（19年度決算）	1,899	千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	317	千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 配偶者以外 1人につき 6,500（職員に配偶者がい ない場合は、そのうち1人 について 11,000） 特定期間加算 5,000	同		624 千円	156,000 円
住居手当	職員の居住する借家・借間 ・家賃23,000以下 家賃-12,000 ・家賃23,000超55,000未満 （家賃-23,000）×1/2+ 11,000 ・家賃55,000円以上 27,000 自宅 3,000	一部 異	自宅に係 る支給要 件等県に 準拠	36 千円	36,000 円
通勤手当	交通機関等の利用者 運賃相当額が55,000円以下に ついては運賃相当額 自動車等使用者（片道2km以上） 2,000～20,900	一部 異	自動車等 使用者 片道40km 以上一律 20,900円	116 千円	19,333 円
寒冷地手当	扶養親族のある世帯主 17,800 その他の世帯主 10,200 その他 7,360 (H21.3まで経過措置期間中)	同		444 千円	74,000 円

8 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

(1) 現状

① 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ(再掲)

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
飯山市	46.3 歳	21 人	311,890 円	339,946 円	336,225 円	—	—	—	—
うち学校給職員	49.4 歳	5 人	319,740 円	331,080 円	332,330 円	学校給食	43.8 歳	257,100 円	1.29
うち用務員	47.1 歳	16 人	316,769 円	352,450 円	348,745 円	用務員	54.5 歳	214,000 円	1.65
うちその他	37.7 歳	3 人	277,667 円	300,543 円	288,467 円	—	—	—	—
長野県	48.2 歳	592 人	327,938 円	367,315 円	353,862 円	—	—	—	—
国	49.2 歳	4,429 人	285,548 円	—	322,737 円	—	—	—	—
類似団体	48.1 歳	33 人	296,122 円	317,960 円	307,409 円	—	—	—	—

※公営企業職員1名除く。

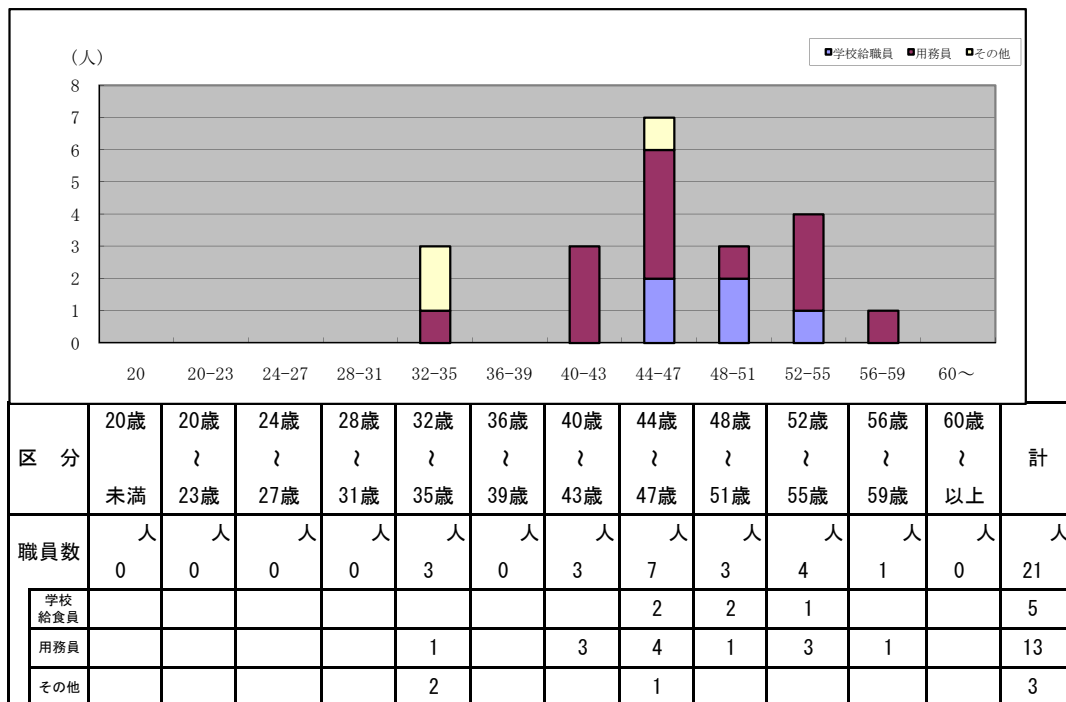
区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
飯山市	—	—	—
うち学校給職員	— 円	— 円	—
うち用務員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成18~20年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

② 年齢別職員数



※公営企業職員1名除く。

③ その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

平成14年4月 全廃

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸(55歳を超える場合は2号俸)を標準として昇給する。

(2) 基本的な考え方

平成18年3月に策定した「自立のための計画書」では、全体の職員数を平成22年度末に250人(H14:317人を△6%)に削減することとしています。

この計画を推進するため、第3次行財政改革推進会議において「職員減数に対応した体制づくり(飯山市方針)」が策定された。

これらの計画に基づき、技能労務職員についても計画的に職員数の削減を行います。

給与面については、県及び他市町村の動向等を注視し、慎重に対応を行います。

(3) 具体的な取組内容

特殊勤務手当については、平成14年4月に既に全廃済みです。

(4) その他

技能労務職員は、平成11年度以降新規採用は行っておりません。

業務の見直しを行いアウトソーシングや職員の嘱託化を進めます。